

山口県教育委員会会議録

日時：平成27年10月28日 午後1時30分

場所：ルネッサながと 軽運動室兼研修室

| | |
|---------|---|
| 教 育 長 | <p>それでは、時間になりましたので、ただいまから平成27年10月の教育委員会会議を開催いたします。みなさん、こんにちは。山口県教育委員会教育長の浅原でございます。</p> <p>本日は、お忙しい中多くの皆様にお集まりいただき、大変ありがとうございます。まずもってお礼申し上げます。今日の教育委員会会議は、通常、県庁内の教育委員会室で開催しております会議を、会場を県庁の外に移しまして、移動教育委員会という形で開催しております。</p> <p>この移動教育委員会は教育委員会会議を県内各地で開催し、教育委員会について、地域の方々によく知っていただくと、そのために平成16年度から実施しておるところでございます。県の教育委員会会議では、重要な県教育行政の方向性を審議するほかに、教育の諸課題について、あるテーマを定めて委員の自由な意見交換ということで、討議をする場も持っております。</p> <p>本日は後程、インクルーシブ教育ということについて自由に意見交換をさせていただきたいと思っております。それでは、さっそく、会議を進行したいと思います。ここからは座って進行させていただきます。</p> <p>最初に、委員の自己紹介をしたいと思っております。各委員の方から、順に自己紹介をお願いいたします。山縣委員お願いできますでしょうか。</p> |
| 山 縣 委 員 | <p>初めまして。周南市で酒造会社をやっています山縣と申します。7年半前から山口県教育委員を拝命しておりまして、今年の4月から新しい教育委員会制度になりましたが、それまで、しばらく教育委員長の方も務めさせていただき、最後の山口県の教育委員長を務めさせていただきました。</p> <p>7年半前に教育委員に任命されたわけではありますが、全く教育には関係しておりませんで、そのぐらいの時期に徳山商工会議所の副会頭をしておりました。</p> <p>教育の全く素人だった私が、委員としての活動を行う中で、教育の重要性、素晴らしさというのを非常に感じまして、教育委員に就任させていただきまして、7年半経ったわけですが、山口県公教育のために何をしたかって言われると、本当に全く恥ずかしい話で、逆に私自身が勉強させてもらったようなことであります。残りあと半年ですが、教育委員会から外れても、山口県の教育のために貢献したいと思っております。よろしく申し上げます。</p> |
| 岡 野 委 員 | <p>隣の萩市から出ております、岡野芳子と申します。私は手工芸の世界</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>でいろいろなところで、女性たちにお花を教えたり、お人形を教えたり、また逆に教えられたりしながら生活をしている毎日で、子どもを3人育てておりますので、生涯学習の中、また文化とか食育とか、そういった女性たちの視点からこの会議で発言をさせていただいております。</p> <p>この教育委員会に入らせていただいて、いろんな分野の方との出会いをいただきまして、とても楽しい毎日を過ごさせていただいております。何か得たものをお返しできればと思って、いつも参加させていただいております。よろしくお願いいたします。</p> |
| 中 田 委 員 | <p>中田と申します。勤めは山口大学の経済学部にもう31年勤めております。その前に東京の方の私立に3年間おりました、大学院を出てからずっと教員をやっています、あまりそれ以外の現場のことは知らないわけですが。</p> <p>教育委員は、今、4年目に入っております。いわゆる中堅どころということで、大学のことは長いですから大学の事情をよく分かっているつもりですが、教育委員会が扱う子どもさん達というのは、小学校から高校ぐらいまでの大学生よりちょっと下の年齢の部分の扱うということで、同じような問題だなというように感じる時もあるし、ちょっと違うなというように感じる時もあります。</p> <p>今日は途中で退席させていただくことになると思います。というのは山口市の方で別の会議がありまして、どうしてもここから1時間10分から20分掛かりますので、申し訳ないのですが途中退席をさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 宮 部 委 員 | <p>岩国から参りました宮部と申します。職業の方は家業であります建設業を経営しております。私は教育とは深く関わりはなかったわけですが、強いて言えば高校のPTA会長を何年かやったことと、地元の小学校の支援地域活動を長い事いろいろとやっています。</p> <p>その中で思い出に残るのは8年ぐらい前になりますか、学校に鳥取方式という、非常に廉価な芝生を植えるということで、今もきっちり生えていて、運動会も暑くもないという環境でやっています。そういう流れでしか教育に携わったことはないのですが、今、2年目が済んだばかりということで、またしっかりとやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 教 育 長 | <p>ありがとうございます。なお、もう一人、石本委員がおられますが、本日は所用のため欠席されていますので御報告いたします。</p> <p>それでは本日の教育委員会会議の署名委員の指名を行います。岡野委員と宮部委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速、議案に入りたいと思っております。議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p> |

| | |
|--------|--|
| 教育政策課長 | <p>それでは、議案第1号の山口県教育委員会表彰規則による表彰について御説明申し上げます。議案書の2ページと3ページを御覧いただきたいと思えます。ここの御覧の2人の教職員につきましては、それぞれ9月及び10月に自己都合、または死亡により退職されたところでございます。</p> <p>教職員の永年精勤の表彰基準は普通退職の場合は勤務年数25年以上、また死亡退職の場合は勤務年数20年以上となっております、いずれも表彰要件を満たしております。</p> <p>退職を受けまして、周南市と防府市の教育委員会から表彰の内申がございました。県教委では退職の日をもって表彰状を授与するために、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時に代理をして表彰の決定をいたしましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮りするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 教 育 長 | <p>ただいま教育政策課の方から議案第1号について説明がありました。御意見、御質問がありましたらお願いします。</p> <p>永年精勤者の表彰ということでございますが、よろしいでしょうか。</p> |
| 全 委 員 | <p>異議なし。</p> |
| 教 育 長 | <p>それでは議案第1号を承認いたします。続きまして、議案第2号について、高校教育課から説明をお願いします。</p> |
| 高校教育課長 | <p>それでは、山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定に関する、第2号議案について、お諮りをいたします。</p> <p>関連の資料は、4ページから26ページまでとなっておりますが、本日は26ページの参考資料により御説明させていただきます。</p> <p>今回の改正は、1改正の趣旨にございますように、平成28年度入学者選抜から実施する全日制普通科の通学区域の改善により、全日制課程の通学区域が県内全域となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>改正の内容については、2にございますように、山口県立高等学校全日制課程の通学区域を、山口県の区域としております。これにより、(2)から(4)に示しているように、従前の通学区域の規定及び学区を定めた別表を削除するとともに、入学志願の特例及び承認の手続きにつきまして、他の都道府県から入学を志願する例を除き、削除します。</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>教 育 長</p> | <p>また、別記様式につきましても、（５）から（７）に示しているように、従前の通学区域に係る様式を削除し、他の都道府県から入学を志願する場合に係る様式を修正しております。</p> <p>なお、施行期日につきましては、公布の日としておりますが、この規則による改正後の規則の規定は、４にお示ししている経過措置を設けております。以上、御審議をお願いいたします。</p> <p>ただいま高校教育課の方から議案第２号について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。通学区域が全日制普通科、来年の４月からは全県一区ということになります。よろしいでしょうか。それでは、議案第２号について承認することとしてよろしいでしょうか。</p> |
| <p>全 委 員</p> | <p>承認。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>では、議案第２号を承認いたします。続きまして、議案第３号について、高校教育課から説明をお願いします。</p> |
| <p>高校教育課長</p> | <p>それでは、山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定に関する、第３号議案について、お諮りいたします。</p> <p>今回の改正は、７月に公表いたしました入学定員に係る規則の改正が主な内容でございます。山口県立高等学校等の管理に関する規則の改正につきまして、資料の３８ページに改正の概要をお示ししておりますので、そちらを御覧ください。</p> <p>まず、１改正の趣旨についてでございますが、平成２８年度の入学定員の策定等に伴い、規則の一部について所要の改正を行うものでございます。</p> <p>次に、２改正の内容についてでございますが、規則にある別表の１のうち、下関工科高等学校の開校及び小野田工業高等学校の学科改編、岩国高等学校広瀬分校等の入学定員の変更に伴い、関係学校の第１学年生徒定員等を改めるとともに、別表の２及び３のうち、高森みどり中学校、下関中等教育学校の入学定員の変更に伴い、関係学校の第１学年生徒定員を改めるものであります。</p> <p>なお、３施行期日につきましては、平成２８年４月１日としております。以上、御審議をお願いいたします。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>ただいま高校教育課から議案第３号について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。</p> <p>高校の再編整備であるとか、学科の改編であるとか、入学定員等に絡むものでございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第３号について承認することとしてよろしいでしょ</p> |

| | |
|-----------|---|
| 全 委 員 | うか。 |
| 教 育 長 | 承認。 |
| 教 職 員 課 長 | <p>議案第3号を承認いたします。それでは、続いて報告事項に入ります。報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p> <p>それでは、去る10月7日に名簿登載予定者を発表いたしました平成28年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の選考結果につきまして、御報告申し上げます。</p> <p>お手元の資料の40ページをお開きください。資料に従いまして、御説明いたします。1に選考結果の概要をお示ししておりますけれども、41ページ、42ページの資料で説明をさせていただきます。</p> <p>はじめに41ページの1の(1)、選考区分・志願区分別の受験状況及び採用候補者名簿登載予定者数の表を御覧ください。</p> <p>なお、表中の括弧内の数値は昨年度の数値であり、*印につきましては募集がなかったことを示しております。</p> <p>この表は、左から、選考区分・志願区分、志願者数、その内の第一次試験の免除者数、そして第一次試験、第二次試験の受験者数や倍率、そして一番右側に受験者数に対する登載予定者数の最終倍率を示しております。</p> <p>数値の左から2番目の第一次試験免除者数につきましては、表の下の※印1にお示しておりますように、前年度採用試験の第二次試験で合格に至らなかった者のうち、A又はB評価の者及び他県における本採用教員のうち3年以上の勤務経験を有する者について、第一次試験を免除しております、その者の数を表しております。</p> <p>表の一番下の合計欄を御覧ください。これは身体障害者を対象とした選考を含めた数字で、第一次試験免除者数162人を含めた志願者総数は1,580人でありました。そのうち、第一次試験の受験者は1,313人、合格者数は631人で、第一次試験の倍率は、2.1倍でした。</p> <p>また、第二次試験につきましては、第一次試験合格者数631人に、第一次試験免除者数162人を加えた793人の内、761人が受験をいたしまして、410人を名簿登載予定者としたところでありまして、第二次試験のみの倍率は1.9倍となりました。</p> <p>また、第一次試験受験者1,313人に、第一次試験免除者162人を加えた、採用試験全体の受験者数1,475人を、名簿登載予定者410人で割った最終倍率は3.6倍となりました。</p> <p>次に、その下の(2)から(6)の表でございますが、それぞれ、社会人特別選考、スポーツ・芸術特別選考、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考、博士号取得者特別選考、看護科教諭特別選考の</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>状況を示しております、(1)の表の数値の内数となっております。</p> <p>なお、中学校、高等学校、特別支援学校中学部及び高等部につきましては、教科や科目ごとの名簿登載予定者数や倍率を、42ページの表にお示ししているところがございます。</p> <p>それでは40ページにお戻りください。2の採用についてですが、平成28年度採用候補者名簿に登載された者の中から必要に応じて採用を決定することとしておりますが、名簿登載した者は、可能な限り全員を採用するよう努めていくこととしております。</p> <p>3のその他についてでございますが、採用予定者が自信と熱意をもって4月から教職生活をスタートすることができるよう、採用予定者を対象に、着任するまでの心構え等について学ぶ研修を、12月27日と28日の2日間、実施することとしております。以上、御報告をさせていただきます。</p> |
| 教 育 長 | <p>ただいま教職員課から報告事項1について説明がありましたが、いろいろ興味を引く数値が並んでおりますけれども、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。教員採用試験に関すること、何かありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> |
| 岡 野 委 員 | <p>とても嬉しい事がここに出ておまして、身体障害者に対しての選考は、去年はゼロだったんですね。今年は二人ですか、採用ということでも嬉しく思いました。今までなかなか数字に出ていなかったのが、こうして数字に表れるということは有難い事ですね。その人たちに頑張っていたきたいなと思いました。</p> |
| 教 育 長 | <p>他にいかがでしょうか。</p> |
| 山 縣 委 員 | <p>この数年の傾向っていうのはたぶん変わってないと思います。倍率も下がってきている。もちろん募集を常に熱心にやっているわけで、それは結構なことなのですが。将来的にですが、大胆なこう新しい発想で、例えば大学入試にしましても、学力だけじゃなくて、AO入試などが非常に増えているわけで、教員採用試験についてもそういうことも考えてみてもいいのかなという気もちょっとしているわけです。もちろん、将来に向けての話であって、今すぐどうかという話ではないのですが、何かそんな感じが最近しております。以上です。</p> |
| 教 育 長 | <p>いかがでしょうか。</p> |
| 教 職 員 課 長 | <p>貴重な御意見ありがとうございます。今、委員も仰ったように、採用については、本県だけでなく他県においても退職者数の増加という</p> |

| | |
|------------------|---|
| <p>教 育 長</p> | <p>ことで、それに伴って採用者数は顕著に増えてきているところでございます。</p> <p>その中で、新規学卒者の数というのは限られておりますので、それをいかに本県に取り込むかということが非常に重要な課題であると認識しておりまして、毎年度、改善を加えているところでございます。</p> <p>今、委員が仰った件につきましては、公正、公平という観点を保っていくということも含めて、慎重に検討していきたいと考えております。</p> <p>よろしいでしょうか。今、委員からありましたけれども、特にこの倍率を見ていただくと、1番目の表ですが、小学校が2.2倍ということで、実質2人に1人が合格するという状況になっています。</p> <p>特に小学校辺りの受験者を増やす、そういう工夫もしていかななくてはいけないかなとは思っていますが、なかなか受験者が増えないというのが実情でございます。</p> <p>教育委員会としても、大学への募集であるとか、いろんな所へPRや説明会とか、考えられることは大体やっているのですが、大変苦しい状況であるというのは御指摘のとおりでございます。</p> |
| <p>官 部 委 員</p> | <p>合格者の中の年齢層ですね、新卒、だいたいざっくりでいいのですが、それを分かれば教えていただきたい。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>課長よろしいですか。</p> |
| <p>教 職 員 課 長</p> | <p>大学の新卒者については、このところ年々増えているという状況でございます。平成28年度、今回の受験におきましては、新卒者の割合が40%となっているところです。</p> <p>特に小学校につきましては56%ということで、昨年度の47%からかなりアップしておりまして、初めて5割を上回ったという状況でございます。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>よろしいでしょうか。他によろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この件については、報告のとおり承りたいと思います。次に、報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。</p> |
| <p>教 職 員 課 長</p> | <p>それでは、去る10月19日に議会及び知事に対して行われました平成27年度人事委員会勧告の概要について、御報告いたします。議案の44ページをお開きください。</p> <p>本年の給与勧告のポイントですが、資料上段の枠囲みにありますように、1点目は、給料表と期末勤勉手当の引上げ改定を行うこと、2</p> |

点目は、県内に在勤する職員に対し、国基準の支給率の範囲内で地域手当を支給することの2点でございます。

それでは、勧告の内容のうち、教育委員会に係る主なものについて、資料に沿って説明させていただきます。

まず、第1の「1職員給与と民間給与の比較」についてです。山口県人事委員会が実施した調査の結果、(1)の月例給については、民間給与が職員給与を、1人当たり平均で、額にして2,229円、率にして0.60%上回っております。(2)の特別給、いわゆるボーナスでございますが、これについても民間事業所で支払われた特別給の支給割合は4.21月分となっております。職員の現行の年間支給割合である4.10月分を0.11月分上回っております。これらの調査結果と国の人事院勧告の内容等を総合的に勘案した結果が、2の(1)の「本年の給与改定」でございます。

まず、アの給料表については、本年4月時点で、民間給与が職員給与を上回っておりますことから、民間給与との均衡を図るため、給料表を改定する必要があるとされています。

なお、現在、大半の職員が「給与制度の総合的見直し」による経過措置を受けており、給料表を引き上げても較差が残る状況にあることから、後ほどの項目で述べます地域手当の措置が必要とされています。

次のページに移りまして、イの期末勤勉手当については、民間の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給割合を年間で0.10月分引き上げる必要があるとされています。

ウの地域手当については、先ほど触れました、公民較差の状況や、他の都道府県では県内一律の支給率で地域手当を支給している県が多く見られること、国の支給地域があるにもかかわらず県内の職員に手当を支給していないのは本県のみであることなどを踏まえ、県内に在勤する職員に対し、手当を支給することが必要とされています。

また、支給に当たっては、職員の広域的な通勤実態などから、県内を一つの地域としてとらえ、国基準の支給率、平成26年度では0.17%ですが、その範囲内とされています。

ちなみにこの0.17%とは、国基準では周南市が3%の支給対象地域となっておりますことから、周南市に勤務する県職員に3%の手当を支給するとして算定した総額を、県内全域に勤務する職員に配分した場合の支給割合ということになります。

次に、(2)にありますように、昇給制度の見直しとして、他の都道府県の動向や本県の実情等を考慮し、平成28年4月1日から、55歳を超える職員が、標準の勤務成績で昇給する場合の号給数を1号給に抑制する必要があるとされました。

次に、3の「給与制度の総合的見直し」につきましても、(1)にありますように、県外勤務者等に係る地域手当について、本年度分と

| | |
|---------|---|
| | <p>来年度分の支給割合を国に準じて改定すること、また、(2)にありますように、単身赴任手当の来年度の支給額についても、国に準じて改定することが必要であるとされています。給与についての報告及び勧告の概要については、以上でございます。県教委といたしましては、この内容を十分検討した上で、適切に対処してまいりたいと考えております。</p> |
| 教 育 長 | <p>ただいま教職員課から報告事項2について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、よろしく申し上げます。</p> <p>いかがでしょうか。ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、この件につきましては、報告のとおり承りたいと思いません。続きまして、報告事項3について、高校教育課から説明をお願いします。</p> |
| 高校教育課長 | <p>それでは県立高校再編整備計画の策定につきまして、御報告いたします。県立高校再編整備計画の案につきましては、9月の教育委員会会議において御協議いただき、その後、9月定例県議会の文教警察委員会において御審議いただきました。その際にいただいた御意見も踏まえまして、計画(案)のまま、お手元にございます計画のとおり策定いたしましたので、御報告いたします。</p> <p>今後は、この計画に基づき、選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開、生徒同士が切磋琢磨する環境づくりなど、高校教育の質の確保・向上を図るため、特色ある学校づくりを推進するとともに、再編整備を年次的・計画的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。</p> |
| 教 育 長 | <p>ただいま高校教育課から報告事項3について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>前回、教育委員会会議で同じものをお諮りしていると思いますが、その後、何かお気づき等ありましたら、お願いしたいと思いません。いかがでしょうか。</p> |
| 岡 野 委 員 | <p>ちょっとコミュニティ・スクールのことでお伺いしたいのですけれども、今、小中学校ではコミュニティ・スクールは山口県がもう少しで100%ということで、言われておりますけれども、高校へのコミュニティ・スクールの導入ということが出ておりますけれども、現状はどのような感じでしょうか。</p> |
| 高校教育課長 | <p>高等学校へのコミュニティ・スクールの導入ということについての御質問であったと思いますが、全国的にはまだ多くありません。</p> <p>平成27年4月の状況でございますけれども、全国で公立高校13</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>教 育 長</p> | <p>校が導入しているという現状でございます。山口県ではこの度が初めてということになります。</p> <p>よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。具体的な27年度から30年度の再編整備計画については8ページ、9ページ辺りにありますけれども、これもお話したとおりですが、全日制については豊北高校と響高校ということで、すでに地域説明会もそれぞれの地域で実施をして、御意見をいただいている。そういった上での計画の提示でございます。</p> <p>それでは、この件については、報告のとおり承りたいと思います。次に、報告事項4について、高校教育課から説明をお願いします。</p> |
| <p>高校教育課長</p> | <p>それでは、平成28年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領等について御報告いたします。</p> <p>入学者選抜に関する大綱につきましては、6月の教育委員会会議で御報告し、7月に公表しておりますが、今、お手元の方にお配りしております「県立下関中等教育学校及び高森みどり中学校の入学者選抜実施要領」及び「入学者募集要項」並びに「選考検査問題の作成方針」を、本日午前10時に発表したところでございます。</p> <p>それぞれの概要につきましては、資料の48ページの1の枠囲みの中にお示ししております。</p> <p>まず、実施要領につきましては、その要点を2の部分にお示しておりますが、応募資格、入学定員等を示したものでございます。</p> <p>また、募集要項は志願者が出願する際に必要となる事項をまとめたものでございまして、10月31日（土）に下関中等教育学校で、また11月7日（土）に高森みどり中学校で開催されます入学者選抜説明会において、受検願書と併せて保護者等に配布することとしております。</p> <p>次に、会議資料の49ページの選考検査問題作成方針についてでございますが、これは「記述式の課題1及び記述式の課題2」の問題を作成するに当たっての方針を定めたものでございます。昨年度と同様に</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資料をもとに考えたこと等を問う内容とする。 2 自ら課題を見つけ、筋道を立てて考え解決しようとする態度や能力等を総合的にみることができるよう出題に努める。 3 一人ひとりの児童の意欲や発想の豊かさ等をみることができるよう内容を出題するよう心がける。 <p>としております。以上、御報告申し上げます。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>ただいま高校教育課から報告事項4について説明がありましたが、御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| <p>社会教育・文化財課長</p> | <p>県立中等教育学校と中学校の入試の実施要項とそれから問題の作成方針ということですが、御意見ございますか。特にないようでございますので、この件についても、報告のとおり承りたいと思います。</p> <p>それでは、次に、報告事項5について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。</p> <p>やまぐち型地域連携教育に係る優良「地域協育ネット」等表彰について御報告いたします。資料は50ページを御覧ください。コミュニティ・スクールや地域協育ネット等の取組により子ども達の学びや育ちを見守り支援する「やまぐち型地域連携教育」の推進を図るため、その活動内容が特に優れ、他の模範となる地域協育ネットに係る表彰制度を実施します。</p> <p>表彰の基準と致しましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールをはじめ、関係機関・地域の各団体等と、幅広く連携・協働した体制が構築されていること ・「めざす子ども像」の共有等が行われていること ・多くの地域住民やボランティアの参画を得た活動が行われていること ・地域の特性や実情に応じた継続的、発展的な活動が行われていること <p>の4つといたしておりまして、市町教委から推薦がありましたものの中から、毎年、表彰することと致しております。</p> <p>今年度の表彰につきましては、次回開催の教育委員会会議においてお諮りし、決定した上で、12月19日開催の山口県コミュニティ・スクール推進フォーラムで表彰式を行う予定でございます。</p> <p>今後はこの表彰を受けた地域協育ネット等の活動を好事例として、県内に広く紹介するなど、普及啓発に努めまして、県全体の取組を更なる充実を図っていきたいと考えてございます。以上でございます。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>ただいま社会教育・文化財課から報告事項5について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>やまぐち型地域連携教育に係る優良地域協育ネットの表彰等の実施でございます。新たな表彰制度ということですが、いかがでしょうか。</p> |
| <p>山 縣 委 員</p> | <p>地域協育ネットは、まだ県内全体を見ると、温度差があるような気がしています。その中で積極的に取り組んでいるところを知っておりまして、そういうところを表彰していただいて、それを全県にPRして、全ての地域において積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、表彰して、尚且つ、それを全県に広く周知してほしいなと思いました。</p> |

教 育 長

ありがとうございます。他にございますか。今、国の方の、中央教育審議会でもこのコミュニティ・スクールとか、あるいは地域との連携ということについて話が進んでいるわけでございます。やまぐち型地域連携教育をモデルにした取組も国の方では検討されていると聞いております。そういった中で、この優良表彰ということで、それをさらに促進していこうということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、特に意見もないようでございますので、報告のとおり承りたいと思います。次に、報告事項6について、学校安全・体育課から説明をお願いします。

学校安全・体育課長

それでは、このたび「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」のうち「いじめ」に関する調査の概要が文部科学省から発表されましたので、併せて、本県の状況を説明させていただきます。

資料は報告事項6の別冊資料を御覧いただきたいと思います。お示ししている本県のデータには、公立のものと、国公立の合計のものがありますが、これから説明する内容は公立学校のものとなりますので御留意いただきたいと思います。

それでは、資料の1ページを御覧ください。いじめに関する調査の見直しについては、本年7月に岩手県で中学2年生が自殺した事案において、亡くなった生徒がアンケート調査にいじめを受けていた旨を記載したものの、学校は、児童生徒間のトラブルと捉え、いじめとして捉えられなかったことから、他にも同様の事案があることを懸念した国からの依頼に基づき行った措置であります。

見直しに当たり、いじめを幅広く捉え、児童生徒間トラブル等の再検証も含め、いじめの認知が適切に行われるよう、各学校、市町教委に調査を依頼いたしました。調査は、昨年度の学校で把握した事案の見直しであり、新たに児童生徒や保護者に対して調査を行ったものではありません。

資料2ページを御覧ください。公立学校全体のいじめの認知件数は2,170件と、25年度に比べ1,299件増加しております。これは、各学校のいじめに対する課題意識が向上し、学校の認知力が高まったことに加えて、先ほど申し上げましたが、今回の見直しに当たり、いじめをより幅広く捉えるよう求めており、その結果として、いじめの「認知件数」が増加したものと分析しております。

認知したいじめについては、年度内に79.9%が解消、一定の解消を含めると97.8%の状況が好転しております。校種別では、小学校が1,374件と最も多く、25年度から971件の増となっておりますが、これは、児童間の軽微なトラブルが含まれているためと考えております。

学年別では中学1年生が最も多く、いわゆる中1ギャップの傾向がみられ、思春期特有の繊細な心理や新しい集団でのトラブル等を反映していると考えております。いじめの態様は、それぞれの校種とも「冷やかし・からかい」が最も多く、次に小学校では「軽くぶつかる・たたく」、中学校では「仲間はずれ・無視」、高等学校では「パソコンや携帯電話での誹謗中傷」の順となっております。

こうした状況を踏まえて、今後の対応としては、各学校が「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ対策委員会」を中核としたいじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を着実に実行することを基本としながら、事務局としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等による生徒指導・相談体制の充実、昨年、条例により設置しました「山口県いじめ問題対策協議会」による関係機関・団体等とのネットワークの強化、さらには、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した地域全体で児童生徒に関わり、見守る体制づくりを推進し、いじめ対策が実効的なものとなるよう取り組んでまいります。

また、スマートフォン等の急激な普及により増加しているネットいじめ・ネットトラブルへの対応として、学校における情報モラル教育の充実、保護者への啓発活動の推進など、学校、家庭、関係機関・団体と連携した取組を行ってまいります。

教 育 長

ただいま学校安全・体育課から報告事項6について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

今日の新聞でも大変大きく取り上げられておまして、かなり興味を持たれている方もいらっしゃるのではと思います。いかがでしょうか。

岡 野 委 員

ご苦労さまでございます。昨日テレビで課長さんが出ていらっしゃるの見まして、最近はいじめに対する方針というのが国の方で基準が変わったから、山口県の数が増えたのだなというのがしっかり分かりました。

今、最後に言われましたけれども、やはり今からはネットいじめが大きく膨らんでくるんじゃないかと思います。先般、私たち教育委員会と公安委員会とで意見交換を行いまして、こういった話はやはり公安委員会と教育委員会と連携をしっかりとって、取り組んでいかないと、もう教育委員会の中だけでは対応できないのではないかという話がありましたので、警察と組むのはいやだとか言う保護者の方もいるかもしれませんが、やはりいろんな所と連携を取って、きちんとした組織作りというか、対応を取っていかなければいけない時代に来ているんじゃないかと思います。

その辺を是非、県教委の方でまとめられて、市教委の方をお願いするという形を、すでにとっておられる地域もあると思いますが、もっ

| | |
|------------------|--|
| <p>教 育 長</p> | <p>と手を出してもいいんじゃないかなという思いがいたしました。</p> |
| <p>学校安全・体育課長</p> | <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ネットトラブルは、学校だけでなく地域も家庭も含めて、非常に大きく注目をされていることであると思っております。</p> <p>ただ今、御指摘のありました先般の公安委員会の委員の方々との意見交換においても、特にこうしたネット上でのトラブルについてはなかなか学校だけでは対応しきれない、ネット上のリスクやスキルというものについては、専門家の力を借りなければならないところもあるというお話がありました。</p> <p>ひとたびネット上に出てきたいろいろな問題というものは、非常に大きな影響力があり、またその対応が困難となりますので、私たちも警察、サイバー関係の専門家の方とも連携をさらに強化していきたいと思っております。</p> <p>また、家庭での努力ということも必要であると思っておりますので、必要に応じて家庭向けのネット関係の資料等を作成してまいりますので、状況に応じて内容等について改善を図るというふうな取組を進めて参りたいと思っております。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。</p> |
| <p>山 縣 委 員</p> | <p>私は教育委員になって7年半ですが、重篤ないじめ事件というのは、山口県の場合は起こっていないので、本当によく取り組まれていると思っております。</p> <p>今、山口県と全国の比較を見まして感じたことなのですが、認知率はほぼ大体同じような形になっているのですが、伸び率というのが山口県、非常に大きい伸び率でして、全国と比較すると今までの基準というのはちょっと甘かったのかなという気がします。他県の状況とかを調べられて、どういうのがいじめで、他県によって若干違うのかもしれないので、特にこういう比較になるとその辺りの数値も目に付くわけですので、その辺りのすり合わせをやっていただけたらと思いますが。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>はい。課長。</p> |
| <p>学校安全・体育課長</p> | <p>この問題行動調査の中に出ているいじめの認知件数については、一昨年度の法制定もございまして、このいじめに関する認知の状況は、全国データを見ると都道府県間で大きく差があることが分かります。</p> <p>そして、この度の再調査が国からあったのは、先程も申し上げましたが、岩手県の事案を受けての見直しというところでございます。</p> |

本県のこの度の再調査の結果、1, 300件の増加になっておりますが、これは基本的にはいじめの定義、これを踏まえた中で行っております。ただし、学校現場においては、その捉え方に差があるということは数値的にも出ておりますし、そういった数字の差についての各県の状況を全て踏まえておりませんので、なかなか判断しにくいところではあります。

ただ、我々といたしましては、本県ではいじめ防止対策の基本方針を定めた時点で、いじめについては積極的な認知をしていく、積極的にいじめを発見していく取組を行っております。

そして、基本方針の中でも具体的な例を挙げながら進めておりますので、このたびの国の再調査においても、取組の方針の狙い、生徒間のトラブルも含めて、各学校が積極的にその意義を踏まえて取り上げていただいていると理解しております。

ただ、他県との認識、基準の差については、国の方もなかなか難しいところがあると把握されております。その点については、ご指摘がありましたように、捉え方の基準と言いましょうか、すり合わせをしていながら対応していくことが、学校現場でも非常に助かることではないかと思っております。まず、小さなトラブルからしっかりと認知して対応を図っていくというこの方針に変わり無く、これからもやっていきたいと思っております。

教 育 長

よろしいでしょうか。

中 田 委 員

今、いじめのことなのですけれども、今日の資料で言えば2ページのところに、アの本県の状況の(エ)の中にいじめの態様、いじめにもいろいろな種類があると書いてあるのですが、冷やかし、からかい、悪口というような分類の中にも程度があると思うんですね。

例えば、病院で言えば、ヒヤリハットという言い方で医療ミスのレベルで5つぐらいに分けて、これ以上になったら厚生労働省に報告しないといけないという義務が出てくるわけですね。

つまり、それだけ重大な医療ミスがあるということですね。今回のように全部洗い出ささいということは分からないわけではないのですが、大部分はたぶんそういうことは問題にする必要がない部分が多いんじゃないかと思えます。

僕が聞きたいのは、生徒間であろうが、あるいは先生と生徒であるとか、いじめの種類についての分類がここに書いてありますから、同じ生徒間でもこういうふうな種類があるということが書いてあるんで分かるのですが、その中のこれは重大だというような分類の仕方、例えば3つぐらいに分けるとか、5つぐらいに分けるとか、その辺の分類がすでにあって、そういう分類で報告されるようになっているのかどうかというのをお聞きしたいと思えます。

学校安全・体育課長

まず、いじめの基本的な大きな分類ということで捉えますと、やはり重大事態という捉え方が出てくると思います。

その重大事態に考えられるケースというのが、まず県の方針の方にも示しておりますが、「いじめによる生徒の心身、財産に重大な被害が生じたという疑いがある場合」、それから、もう一件が「いじめにより当該児童が相当な期間欠席をすることを余儀なくされた」という、2つを重大事態として分類しております。

具体的には、心身、または財産に重要な被害が生じますと、最悪は自殺に至ってしまうということが考えられますが、体に何らかの被害があったもの、心身等に重大な被害を受けたもの、そうしたものを例として挙げております。

長期間学校を欠席することを余儀なくされたケース、これは30日間を目安ということで、学校、先生方に基準として示しております。

そして、先程もありましたように小さなトラブルの部分でございますが、この度の再調査の一つの大きな基準といいますか、目安となったところが、児童生徒間のトラブルです。

小学校では家庭から新しく入学してきて環境が大きく変わる中で、友達同士の言葉の掛け合いの中で、冷やかし、からかい、小さな小突き合いなどが出てきて、そうした関係の中で、先生たちはそれに気付いて「どうしたの」という話の中で、お互いの状況を確認しながら、改善を図るという対応をしていくわけです。

または、人数的なバランスを崩れて対等な関係が崩れてきて、この辺りがいじめに繋がっていく大きな判断と言いましょか、先生方が子ども達を見ていく中での、大きなポイントとなるのではないかと思っております。

一つ一つのケースについて、きちんと判断することはなかなか難しいというのが現状であります。各学校が実際に自分の現場を見られて判断するということが、この度の調査では各学校が子ども達をしっかりと見ているという部分が見受けられ、そうした見直しの成果もあると考えられると我々は思っております。

宮 部 委 員

3ページの下表になりますが、認知したいじめの中で年度内に解消、一定の解消ということで、ほとんどが解決しているように見受けられるわけです。子ども達の組み合わせとか、そういった中で、また可能性があるわけなので、解決した問題について、先生方は大変現場で忙しいとは思いますが、引き続きフォローして頂いたり、取り組んで頂いたりということをお願いしたいと思っております。

教 育 長

はい。ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

今回、大きな数値が出て参りましたので、いろいろとお考えもある

方もいますけれども、この結果が良いか悪いか、数が多いか少ないかということの評価はなかなか難しいと思うんです。

ただ、重要なことは学校が認知したいじめに対して、しっかりと向き合うということ、これが一番大切なことだと思います。いずれにしても、解決、解消を図るために、今から全力を挙げて取り組んでもらいたいと思いますので、また御意見等いただきたいと思っております。

それでは、この件については、報告のとおり承りたいと思います。

それでは、次に意見交換に移りたいと思います。

本日の意見交換テーマは「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について」ということで、特別支援教育推進室からこの件について説明をお願いします。

特別支援教育推進室次長

本日の意見交換会のテーマでございますが、『インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について』と設定をさせていただきました。

委員の皆様には、共生社会の形成に向け、障害のある者とない者とが共に学ぶインクルーシブ教育システム構築のための、今年度の取組・方向性につきまして、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見をいただければと考えております。

資料でございますが、議案の52ページから56ページと、別冊でパワーポイントを印刷したものになります。説明はパワーポイントでさせていただきますので、大変恐れ入りますが、前のスクリーンを御覧ください。

まず、国における障害者施策では、「障害者の権利に関する条約」の教育分野において、共生社会の形成に向けて、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のために、特別支援教育を着実に進めていくことの必要性が示されています。

また、平成28年4月からは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる『障害者差別解消法』が施行されるなど、大きな制度改革の動きもございます。これらの障害者施策の中では、比較的新しい概念である『合理的配慮』の提供が規定されております。

『合理的配慮』の定義につきましては、まとめますと、「障害のある方が、日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮」のことでございます。これまで県教委では、本県の実情を踏まえた特別支援教育のより一層の充実に向け、施策推進の基本方針となる『山口県特別支援教育ビジョン』において、基本目標を『一人ひとりの生きる力を高め、自立・社会参加を支える、心ふれあう教育の実現』と掲げ、特別支援教育を推進してまいりました。

こうした中、インクルーシブ教育システムの構築に向け、これまで様々な取組を行ってまいりました。学校関係者、一般県民の方々を対象にした『特別支援教育フォーラム』の開催、地域の小・中学校等への相談支援を行う地域コーディネーターや、校内の相談支援の中心的役割を担う校内コーディネーターを対象にした研修会の開催、小・中学校の新任管理職を対象にした研修会の開催などです。

これらの研修会等の成果といたしましては、インクルーシブ教育システムの理念や『合理的配慮』について、主に教員、障害のある子どもの保護者への理解の促進を、挙げることができますけれども、一方では、障害のない子どもの保護者や、地域の方々への理解の一層の促進が課題となっていました。

そこで、今年度は、その課題への対応といたしまして、新規事業の『インクルーシブ教育システム理解促進事業』において、『特別支援教育フォーラム』の開催、『合理的配慮協力員』の配置、『総合支援学校CS設置検討協議会』の設置に取り組んでいます。

まず、『特別支援教育フォーラム』は、これまでのフォーラムを見直し、インクルーシブ教育システムの構築のため、学校・家庭・地域が一体となり、地域の教育力の向上を図ることのできるコミュニティ・スクールと連携した特別支援教育フォーラムを開催することにより、地域における特別支援教育への理解の促進を図ることといたしました。

そのため、市町教育委員会を通じて、小・中学校の学校運営協議会委員の方々に、フォーラムへの参加をお願いいたしました。フォーラムは県東部・県中部・県西部の3ヶ所において開催し、委員の方を含め約500人の方にお集まりいただきました。画面は、今後、フォーラムへ参加いただいた学校運営協議会委員の方を中心に、それぞれの地域において、総合支援学校との連携・協力により、特別支援教育の取組を進めていく流れを図示したものでございます。

フォーラム当日は、大分特別支援教育室フリーリーの梶原理事長さんに、支援者・保護者の立場から『障害のある子どもの自立と社会参加に向けて』と題しまして、講演をいただきました。

その後、学校運営協議会委員、自治会・学校・市教育委員会関係者に、『身近な特別支援教育への取組～コミュニティ・スクールにおける特別支援教育の推進』と題しまして、パネルディスカッションを行っていただきました。

ここで、参加者の感想を少し紹介させていただきます。

まず、講演につきましては、「実体験に基づく講師のお話は、障害のある子どもの親の思いがよくわかり、大変感動しました。私たちも、障害のことについて、しっかり勉強していきたいと思えます。」、あるいは「『真摯・誠実・冷静』に子どもの心に寄り添うことの大切さを再確認しました。特別支援教育の考えや視点は、全ての

学校で、一人ひとりを大切にされた教育を展開するキーワードであると思いました。」、また、パネルディスカッションにつきましては、「特別支援教育とコミュニティ・スクールの関わりは難しいと感じていましたが、『地域の子どもを地域で育てる』ということから、一番つながっておくべきところであると実感しました。」、「特別支援教育について、地域と一体となった取組が始まったことに大変驚きました。障害に関する地域の理解が進み、安心して暮らすことができるような社会になるように、地域でできることから始めていきたいと思えます。」、「特別支援教育の視点で何ができるのかを学校運営協議会で検討し、特別支援教育を校区内に広げていきたいと思えます。」、などの感想をいただいています。

次に、『合理的配慮協力員』の配置について御説明いたします。

国におきましては、先程御説明しましたように、『インクルーシブ教育システムの構築』に向けた取組に力を入れており、そのためには、障害のある者と障害のない者が、共に学ぶ際に必要とされる、『合理的配慮』を大変重要なものとして位置付けております。そこで、国の事業を活用し、県内7地域の各1中学校区内の小・中学校のモデル校に、『合理的配慮協力員』を配置し、障害のある児童生徒に対して、その状況に応じて提供する『合理的配慮』の実践事例の蓄積や、適切な『合理的配慮』のための校内支援体制の設備等について実践研究を行うことといたしました。画面には、文部科学省が示している、視覚障害の児童生徒への『合理的配慮』の例示と、県内のモデル校での実践の一例を挙げていますが、例えば、視覚障害のある児童生徒に対しましては、「照度調整のためのカーテンの活用」が『合理的配慮』に当たります。

モデル校での取組では、授業において集中を持続させるため、「板書や発問をできるだけシンプルにする」など、児童の障害の特性を踏まえた、『合理的配慮』の提供を行い、学習に集中できるようになってきているとの報告を受けております。

『合理的配慮協力員』の配置は、主に小・中学校での取組となりますけれども、次に、『総合支援学校へのコミュニティ・スクール導入に向けた検討』について御説明いたします。

総合支援学校におきましても、インクルーシブ教育システムの構築のために、学校が所在する地域の方々の特別支援教育への理解の一層の促進は重要となります。そこで、総合支援学校へ地域の方を委員とした、学校運営協議会を設置し、様々な取組の中で、地域の方々の特別支援教育への理解を促進していくことを考えております。今年度は、平成29年度に7校への学校運営協議会の設置に向け、『検討協議会』を設けることとしています。今後、総合支援学校の学校運営協議会が中心となり、「総合支援学校を核としたインクルーシブ教育システムの構築」を図っていきたいと考えています。

そのためにも、本県の学校運営協議会の設置状況が全国一位という強みを活かし、総合支援学校と地域の小・中学校のコミュニティ・スクールとの連携による取組に、力を入れていきたいと考えております。

次に、『交流及び共同学習』についてでございます。障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に参加する活動は、人間性を育むことを目的とする側面と、教科等のねらいの達成を目的とする側面がございます。『交流及び共同学習』は、共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築にとって、重要な教育活動として位置付けられます。それでは、『交流及び共同学習』を、今年度、身近な地域で、障害に応じた総合支援学校の専門的な教育が受けられるよう、地域の小学校の施設を活用して開設しました、宇部総合支援学校美祢分教室と萩総合支援学校長門分教室での活動でご紹介いたします。

画面は美祢分教室の校舎全景ですが、平成25年度末に廃止となった美祢市旧桃木小学校に開設しております。桃木小学校の児童は在籍しておりませんが、近隣の豊田前小・中学校と行事を通じて『交流及び共同学習』を行っており、また、桃木地区の住民の方々とは、一緒に花壇づくりや奉仕作業を行うなど、地域との交流を進めているところです。年度当初、桃木地区の敬老会より、特別支援教育の話をしてほしいとご相談がありましたので、宇部総合支援学校と県教育委員会からお話をさせていただきました。これは、地域と分教室の児童とのつながりにおきまして、大きなきっかけになったものと考えております。こうした、地区の方々の理解や、共に活動することが、相互理解を深めることにつながると考えております。

また、午前中に、教育委員の皆様が視察されました長門分教室は、深川小学校の校舎内の教室を活用して設置しています。そこで御説明もあったかと思いますが、深川小学校の児童とともに行事へ参加したり、昼休みに一緒に遊ぶなど、日常的な交流を行っているところです。画面は、休憩時間に深川小学校の児童が、分教室の児童の車いすを押して、移動している様子でございます。『交流及び共同学習』を行うに当たりましては、教育課程へ明確に位置付けるなど、計画的・組織的な推進が必要となりますので、分教室と深川小学校の教員とで、定期的に連絡会を開催し、そこで児童のことを共通理解し、その上で、実施計画の検討を行っております。また、近隣の小・中学校へは、『交流及び共同学習』について情報発信を行っておりますけれども、今後は地域への積極的な情報発信についても検討していくこととしております。

美祢・長門分教室は今年度開設したばかりでございますが、地域の実情を十分に踏まえ、『交流及び共同学習』の推進を、積極的に取り組んでいくこととしております。

最後に4つの取組の方向性を御説明いたします。まず一つ目は、

| | |
|---------|---|
| | <p>「小・中学校の学校運営協議会を活用した特別支援教育の取組」といたしまして、学校運営協議会を中心に、特別支援教育の理解促進を図る上での課題の確認・共有や、保護者、地域の方々を対象にした研修会を開催いたします。</p> <p>二つ目は、「合理的配慮協力員による実践事例の蓄積・共有」として、障害種別の合理的配慮の内容の整理、三つ目は、「総合支援学校へのコミュニティ・スクール設置の検討」といたしまして、検討協議会の設置、学校運営協議会委員の選定、四つ目は、「交流及び共同学習の推進」といたしまして、学校、市町教育委員会への意義等についての周知・指導、Webページによる情報発信、リーフレットの作成・配布等を行ってまいります。</p> <p>これらの取組を一層充実させ、地域における特別支援教育の理解促進を図ることで、『インクルーシブ教育システムの構築』につなげていきたいと考えております。本日は、4つの取組の方向性の内、主に「小・中学校の学校運営協議会を活用した特別支援教育の取組」と「交流及び共同学習の推進」につきまして、委員の皆様から忌憚のない御意見を、いただければと考えております。説明は以上でございます。</p> |
| 教 育 長 | <p>ただ今、障害のあるものと障害のないものが共に学ぶ仕組みでありますインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に関して、国の動向とか、あるいは県教委の今年度の取組についての説明がありました。</p> <p>それから最後のところで4つの取組がある中で、今日は、小中学校の学校運営協議会を活用した特別支援教育の推進、いわゆるコミュニティ・スクールを活用した特別支援教育の推進、それと交流及び共同学習、この2点のことについて御意見をいただきたいというお話がありました。</p> <p>まず、委員の皆さまには、今日午前中に先ほど話がありましたように、長門分教室を視察されております。そこでは、実際の活動ではなく、スライド等で確認したわけですが、深川小学校と長門分教室の児童との交流及び共同学習の説明を受けたわけですが、この件についてまず御感想をお聞かせいただくことから始めたいと思います。</p> <p>順次、発言いただきたいと思いますが、まず山縣委員さんお願いできますでしょうか。</p> |
| 山 縣 委 員 | <p>ずいぶん昔の話で恐縮なのですが、20年くらい前でしょうか。うちの息子が高校生だった頃のことですので、たまたま高校の修学旅行が韓国ということで、宇部空港から飛行機で行くことになったんです。私は東京出張がございまして、同じ時間に宇部空港に行った時の</p> |

ことなのですが、大変感動しましたので今でも覚えています。

かなり重度の障害のある女子生徒さんを、同級生の女の子が数人で車いすを押していたわけですね。飛行機で韓国まで行くので、大丈夫なんだろうかと、私は感じていたわけです。そのうち、当時は携帯電話もなかったものですから、公衆電話の所に生徒さんがその子を連れて行って、聞き取りにくい感じだったのですが、電話されているわけです。これはお子さんの家族の方に電話されているのだろうなと私は思いました。それを友達が待っているということだったのだろうと思うんですね。その子は喜んで電話をしているわけですが、非常にこう感動しまして、親御さんもいらっしゃらない、先生もいらっしゃらない、同級生の女の子たち数人が車いすを押して、その子を援助しているわけですね。

その頃、私は山口放送の番組の審議委員をやっていたものですから、あとで分かったわけですが、かなりの重度の障害のある方で、すごく明るい家庭で明るいお母さんとお姉さんがその子を大事に育ててらっしゃるわけですね。テレビのドキュメンタリーに出るくらいですから、障害もかなり重かったものであろうと思うのですが、間違いなくそういう私が想像していたとおりのことだったわけです。

その後、その高校の校長先生に、私がよく知っている後輩が来ました。「あなたが今度赴任した高校はこんなに温かい学校だったよ、これからも残して欲しいな。」みたいな話をしました。

その後、7年半前に教育委員になって、総合支援学校をいろいろと見せていただいて本当に素晴らしいと思ったのですが、障害のない方との接触というのが総合支援学校では、これはある点で課題だなと思ったわけです。というのは、先程話をした生徒の方はその後どうなったかは知りませんが、少なくとも高校生活は輝いているわけだし、それにも増して一緒にいた女の子たちにとって、その経験というのは、山口県教育振興基本計画の3つの心の一つ、温かい心を持つということに役立った。それこそ、ヘレン・ケラーの本を読んだり、話を聞く以上のことを多分体験したのではないかということで、障害のある方とそうでない方との接触というのは、大いにやっていくべきではないかと、最初に総合支援学校を見た時に逆に思ったわけです。ということで、本当にどんどん推進していただきたいなと思いました。

特別支援教育というのは、決して「支えてあげる」ということではなくて、「共に生きる」という気持ちが必要だろうと思います。ですから、障害がなく育った人間というのは、私を含めてそうなのですが、お互いを同じ目線で、これからも共に生きていける社会が理想だと思いますので、そういう意味でも是非進めていただきたいなという気がいたしました。

教 育 長

ありがとうございます。それでは岡野委員さんいかがでしょうか。

岡 野 委 員

今朝は分教室の方に行ってまいりましたけれども、私は萩市出身でして、萩には萩総合支援学校というのがございます。校長先生は、今、分教室を掛け持ちでいらっしゃるみたいですが、教育委員になりましたずっと卒業式、入学式、それから文化祭、運動会、萩総合支援学校の方には時間がありましたら、できるだけ参加させていただいて、子ども達の姿、親御さんの姿、そして会話、そんなことをずっとさせていただいております。

そういったことを通じて思ったのは、長門から萩まで通っていらっしゃる人がいると。バスでお迎えに行き、またバスで帰っていく。それに付き添うボランティアの方が萩にいらっしゃいます。ボランティアの方も大変だし、子ども達もバス通学というのは大変だと思っておりましたら、今回、深川小学校の方に3名の方ですけれども、萩総合支援学校長門分教室ができたという事で、とても嬉しく思っています。

やはり子ども達が1時間も掛けてバスで萩まで通ってきて、そこで友達ができ、とてもいいことかもしれないけれども、自分たちの生活圏の中で学校に通えるということは子ども達にとっても、親御さんたちにとってもとても幸せなことだと思ひまして、今日の長門分教室の3人の子ども達はとても元気で明るくて授業を受けておりました。

授業風景も学年でそれぞれ違いますが、今度の文化祭の時に皆でお店を開くんだ、小学校がされる行事に参加するんだということで、同じものを制作して楽しく先生と過ごしておりました。その時に教頭先生の話でもありました、同じ生活圏の中でいろんな地域の人たちと繋がりを持ちながら、そこでこうして学校に通うことができることは子どもにとっても幸せなことですよ、地域の人に名前を覚えてもらい、顔を覚えてもらい、そこで生活が出来る幸せ、これは見た時に、今回は長門分教室ができましたけれども、小さな分教室をあちらこちらの地域に作っていただいて、子ども達が地域で学習ができ、仲間づくりができ、地域の中で生活できるような、そういったシステムというのが、山口県の中でできるといいなと思ったのが感想です。

こういったことは、山口県には各地域で数が少なくてみんな外へ通っているというのが現状です。これからの教育委員会の課題のひとつだと思いますので、いろんな面があるでしょうけれども、そういった取組をしていただきたいと思いますと思っております。

それから萩のこと言っても恐縮ですけど、萩の文化祭とか運動会に行きますと、親御さんたちがものすごく本気なんです。一生懸命子ども達のために学校に協力して、一緒に動いてくださっています。そして、地域の方も親御さんたちの気持ちが通じるんでしょう、萩は越ヶ浜小畑というところにあるんですが、越ヶ浜地域の小学校の子ども達

| | |
|----------------|--|
| <p>教 育 長</p> | <p>も文化祭には参加しますし、何かの時には子ども達が特別支援学校の行事に参加するという形で地域の中にどっぷり浸かっております。</p> <p>ですから、これはとてもいいことだと思いますので、大きいところには大きいやり方があるでしょう。しかし、地域にこうした長門のような3名、4名の小さな学校、子ども達でも通えるようなシステム作りというのを、是非検討していただきたいというのが感想でございます。</p> |
| <p>宮 部 委 員</p> | <p>ありがとうございます。それでは宮部委員さんお願いします。</p> <p>重なる話になるかも分かりませんが、今日初めて、深川小、長門分教室を見せていただきました。</p> <p>今まで考えていたのですが、宇部総合支援学校も視察させていただいたこともあるのですが、大きな学校で、高等部まであって、それもほとんど小学生中学生はバスで送迎ということで、家から学校までそのまま行けるというメリットなのかどうか分かりませんが、そんな形がいいなと思っていました。</p> <p>今日、分教室を見させていただきまして、岡野委員さんも言っておられましたが、長門から萩まで40分かかって行っておられたのが、地域で生きるということで、親御さんの送迎ということではあるのですが、自分の地域で通えるというのはいいなという感じで見させていただきました。</p> <p>本当に、深川小の校長先生、また分教室の教頭先生も言われていましたが、非常にインクルーシブ教育が上手くいっているということ、今日のお話しの中に、始めてまだ間もないでしょうが、取組が上手くいっているという感じを受けました。</p> <p>それぞれの地域で、形が変わっても地域地域で分教室ができたらいいのではないかなと感じました。以上でございます。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>ありがとうございます。今日、私も見させていただいたのですけれども、いろんな説明があつて、各委員さんが仰つたとおりです。</p> <p>深川小学校の中に分教室があるのですけれども、例えば掃除なんかは縦割りの班と一緒に掃除をするんだそうです。</p> <p>今日、説明を聞かれた方はなるほどと思ったかも知れませんが、分教室の生徒が深川小学校の生徒と一緒に掃除するんだそうですが、例えば、車いすに乗っている生徒が車いすにモップを括り付けて、そして車いすを自分で押して掃除をします。分教室の子ども達の掃除の様子を見ていた深川小学校の生徒たちが本当に掃除をよくするようになったと。</p> <p>それは共同学習ということで、分教室の児童にもメリットはあるのでしようけれども、逆に深川小学校の児童にも、そういった子ども達</p> |

と接することで本当に感じるものがあるんだろうなと思います。

そういった意味でも、是非、交流及び共同学習を進めていきたいなと思っております。一通り意見をいただきましたので、同じようなことになるのですけれども、今の分教室では小学校の児童との日常的な交流及び共同学習ということでしたけれども、先ほどスライドで見たのは、美祢分教室では花壇づくりを通して地域の方々との交流ということの紹介をされておりました。

今後、そういったことが進んでいくのではないかと思います。そこで、先程の小学校の児童との交流ではなくて、幅広く地域の方々との交流及び共同学習の促進という視点から、御意見をいただきたいと思っております。岡野委員さんいかがでしょう。

岡 野 委 員

子ども達がとても楽しくしていたので、そちらの方に感動いたしました。地域の方との交流ですが、分教室の方はまだ始まって、この4月からで半年ですかね、今とても上手くいっています。

しかし、今から課題が出てくると思います。それが出た時に解決していくのが、地域の方とのコミュニケーションの中でいろいろな課題を解決して欲しいなということで、障害のある子ども達の親御さんを、周囲のお母さん達やお父さん達がどのように理解して、どのように対応してくださるか、このあたりは地域力というのがとても大きな問題になると思うんです。

しかし、皆同じです。私たちだっていつ障害があるようになるかわかりません。その時に一人の人間としてお互いが理解し合うのは、日頃のお付き合いではないかと思うんです。ですから、日頃のお付き合いをきちんとやっておけば、そういったことはクリアできると思います。

そのためには、今、先生方はとても一生懸命やっています。子ども達一人に一人、また二人に一人っていう感じで、特別支援学校は運営されているのですけれども、先生方の努力も素晴らしいですし、それを支えている親御さんたちも素晴らしいし、地域の方、障害のない子ども達の親御さんがそういった姿を見て、自分の子どもは元気に成長して有難かったという感謝の気持ちを持つことができるんじゃないかなと。先程、浅原教育長が仰いましたように、お互いが学び合えるような人間関係、親同士が学び合えるような人間関係が、子ども達を通してできるんじゃないかなと思います。

やはり、一緒にいろんなことをやって、一緒にものを考えて、一緒に行動するという地域の繋がり、これがコミュニティ・スクールの一番大きな柱になっていると思いますから、コミュニティ・スクールが山口県は全国で一番、100%になろうとしておりますので、こういったものの定着を図ることによって、特別支援学校の円滑な運営もやっていけるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょう。

| | |
|---------|--|
| 教 育 長 | はい。ありがとうございます。宮部委員さん、いかがでしょうか。地域の方々との交流及び共同学習という意味では。 |
| 宮 部 委 員 | <p>取組の方向性でも、先ほど言われましたように、理解というものがなければ、社会、地域の中へはなかなか進まない。それに対して、勉強したり、実際にやっていることを拝見したり、そういった機会が増えれば増えるほど、皆さんよくお分かりになるのだと思います。</p> <p>そのスタートをどうするかというのが、先ほどから言っています学校運営協議会を使って、それを理解させて、地域の方に分かっていただく。</p> <p>今、深川小学校の場合は、分教室が同じ学校内にあるわけですが、県内各地はまだこういう形じゃないので、その地域に住んでいる子ども達、今日の説明にありましたが、地域に帰る行事があるそうなんです。そういうところを活用して地域の小中学校のコミュニティ・スクールの中で理解を深めていく。</p> <p>実際、お祭りもあるでしょうし、地域の運動会もあるでしょうし、いろんな活動があると思うのですが、その中に一緒に入って活動するという方法なのではないでしょうか。以上です。</p> |
| 教 育 長 | ありがとうございます。山縣委員さんいかがでしょう。 |
| 山 縣 委 員 | <p>数年前から、私の会社でちょっと知った人の関係なのですが、総合支援学校を卒業して、本来は企業が全員雇用するという形が理想なのでしょうが、そうはいいながら大半は施設に行かれるわけですね。</p> <p>その施設の方との繋がり、そこでは農業をされているわけ。芋を作ると言うことで、その芋を使って欲しいということもありまして、もう5年くらいになるのでしょうか、その芋を使って焼酎を造っています。</p> <p>今では、我々の仲間も行って芋と一緒に植えたり、そんなこともやっています、売り上げは少額ですけども寄付をさせていただいているわけです。これも人と人との繋がりの中でできたわけです。</p> <p>そういう意味では、学校運営協議会でいろんな繋がりあるわけでしょうから、それをうまく使ってインクルーシブ教育の推進も十分可能なことだし、積極的にやっていただきたいなと思います。</p> <p>もっと根本的に言えば、そういう思いやりの気持ちとかを幼いときから教育していかなくちゃいけないわけで、そういう学校運営協議会の中に入れば、確実に共生社会というのは整いますので、学校運営協議会を拡充させて、充実させてやっていただくということだろうと私は思います。</p> |

教 育 長

ありがとうございます。障害のある者と障害のない者が共に学んだり、あるいは共に生活する、共生という言い方をしますけれども、その大切だというのはおそらく、皆さんは分かっておられることだと思うんです。

ただ、ものの本を読んでそう思ったり、あるいは人の話を聞いてそう思ったりということはあるんですけども、やはりこれは体験ということがないとなかなか本当に分かりにくいんじゃないかなという気がしています。

理解していても感覚がついていかない部分があるんだろうなと。実は、私は小中高校と障害のある方と一緒に生活をしたことはないんです。大学に入って、あるところに下宿をしていました。その下宿の先輩で、いわゆる小児麻痺の方でかなり重度の方だったのですけれども、理解力はありますが、体が不自由で、松場杖、両方松場杖ついて歩いておられました。

そんな時、4年間下宿で寝食を共にしたというわけじゃないんですが、まかない付の下宿だったので、ずっと一緒だったのですけれども、そういった中で日頃のお世話でもないですが、食事の世話とかそれから階段の上り下りとかですね、抱えて上ったこともあります。おぶったこともあります。いろんなこと、もちろん年がいけば、お酒も一緒に飲んだりしたこともあるのですが、そういうふう実際に生活してみると、理解していたことと体験したことは、違うところもあるんですよ。

あるいは理解し、いくら分かっているけども、実際にそういう方たちに接すると、なかなかうまく言葉が発せられない、態度ができないということもあるのですけれども、そういう経験をするということで、やっぱりさらに一歩前へ進むという気が本当にしています。

そういった意味では、小学校の早い段階からというのが一番望ましいのですけれども、地域の方々とも交流、共同学習ということで、実際に一緒に生活をする、一緒に体験をするということは本当に大切なことだろうなと思っているんです。これも是非進めていきたいなと思っております。

岡 野 委 員

今、教育長が障害のある方と一緒に体験しないと分からないと言われてきましたけれども、私は障害を、たいしたことはございませんけれども、何年か前に大腿骨の骨折をして、車いす生活を何日間かしておりました。

現在も少し不自由なんですよ。8月の末に骨折をいたしまして、今こちらの腕が動かなくて、この前から教育委員会会議に出るのも送り迎えをしていただかないと来れない。運転がちょっとできない、今日は無理してきましたけれども、ですから手が上がらない人の気持ちと

か、足が使えない人の気持ちとかよく分かるんです。

今日はお話が終わった後に、教頭先生に車いす対応のトイレがありますかと聞いて見せていただきました。そしたら、深川小学校は素晴らしい学校なんですけど、1か所しかない。これでは分教室の方に2人車いすの子どもがおりますけれども、その2人の車いすの子と介助の方が来られた時、それから、今から深川小学校に車いすに乗る子どもがもし登校することになった時、ちょっと対応が無理ですよねという話をいたしました。

これからは、もし校舎の建て替えの時には、やはりそういったことも考えて、校舎を作る時には対応していただきたいな。何年前に大腿骨の骨折をした時に、萩商工高等学校というのが建ちました。

そのオープンの時に行きまして、「こちらの学校にはエレベーターはありますか。」と聞きました。その当時は、車いすでは上がれない状況にありましたから。そしたら、エレベーターはなかったんです。階段に車いすを設置して運ぶ機械がありますよね、器具が。それが付いていますかと聞いたら、「付けることはできますけど、今のところ準備しておりません。」と。

やはり、今からはそういった人たちも受け入れられるような校舎で、それからバリアフリーのように、皆も同じような状態で授業が受けられるような対応を考えなければいけないなと切実に思いました。

しかし、「無くてもいいこともありますよ。」と言われたんですよ、そこの校長先生は。どうしてですかと聞くと、「元気な障害のない子ども達がそういった子どもを見ると、2階まででも3階まででも車いすを運んで、子どもをきちんとお世話してくれる。そこで、人と人との交流ができて、元気な子ども達の方が学ぶことができますよ。」という話も伺いました。ですから、物事は良い方に考えないといけませんから、やはりプラス思考でそういったものの考え方というのでもいいなと思うのが1点。

それとちょっと今日感じたんです。深川小学校、今年の夏でしたか。夏に雨が降って廊下が少し浸かったそうです。床はだいぶ汚れていまして、お掃除の後が見えました。その時に思ったのですが、今県内でも全国的にも防災教育というのをやっています。防災教育は日頃小学校でなさっているとは思いますが、そういったときに障害がある分教室の3人の子ども達をどのようなシステムで、先にどこへ行くとか、連れていったり、訓練の時にどういった取組をされるのか、そういったことも今からの課題だと思います。

そういうシステム作りというのもしっかりと考えていかないと、災害は予測ができませんから津波でも何でもあった時に、急に来た時にどう対応していいか分からない。そういったのは、やはり障害のない子ども達と、障害のある子ども達、そして先生方いろんな先生方いらっしゃるでしょう。そうしたシステム作りというの、考えるのに良

| | |
|---------|--|
| | <p>い時期ではないかな。</p> <p>防災教育で私は防災委員の方と長門を回った時に、ある小学校に行ったのですが、この近辺で一番逃げるのにいいのは水産高校の寮があるんですね、長門には。その寮のところが一番、岩山でとても強いと。津波が来たって、地震が起きたって。あそこは一番いいですから、逃げる時にそこまでどうやって逃げたらいいのかというのを、実際に皆を歩かせてみてくださいと防災の担当者が言ってらっしゃいました。</p> <p>防災教育というのは、今からとても必要になると思いますから、そういったことも、分教室の子ども達3人のおかげで、深川小学校も、ともに学習をすることができるんだとそういう思いで取組をしていただきたいなと思いました。以上です。</p> |
| 教 育 長 | <p>はい。ありがとうございました。ちなみに萩商工高校の名誉のために。確かにエレベーターは付いておりませんが、そういう必要が生じたときには付けられるように、穴はちゃんと開けてあります。</p> <p>それから階段昇降機も付いておりませんが、そういう方が入学されたら付けられるように準備はしております。だからその辺は大丈夫です。</p> <p>それでは、最後の視点になりますが、先ほどからお話が出ておりますが、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールを使って、特別支援教育の推進、理解促進に向けた取組ということも、これはいかがだろうかということで、先ほどからコミュニティ・スクールなどお話がありましたが、この点で御発言がありましたらお願いしたいと思います。官部委員さんいかがでしょう。</p> |
| 官 部 委 員 | <p>先ほどもお話ししましたが、やはり理解するのはコミュニティ・スクール、せっかく日本一のコミュニティ・スクールの数を誇る山口県でございますので、一番浸透しやすい方法ではないかと。それから集まっている方々も、地域のいろいろな方がいらっしゃるということもありまして、一番よいのかなと思います。</p> |
| 教 育 長 | <p>はい。ありがとうございます。山縣委員さん、もしありましたらお願いいたします。</p> |
| 山 縣 委 員 | <p>地域協育ネットを熱心にやっている地域がありましてですね、近くに総合支援学校がございますし、その気になればずいぶんできることであって、こういう政策がどんどん周知されれば進んでいくのではないのでしょうか。</p> |
| 教 育 長 | <p>はい。ありがとうございます。最後に岡野委員さんから一言。もう</p> |

| | |
|--------|---|
| 岡野委員 | <p>よろしいですか。どうぞ。</p> <p>コミュニティ・スクールに関しましては、先程、かなり言いましたのでもう結構でございます。ただ、一言、最後に言わせてください。とてもいい取組だなと思うのが、3人の児童達が分教室に入学し、あそこで授業を受け、生活していることがとても有難い事です。</p> <p>縦割り教育の中にあの3人がきちんと入っていること。それと同学年交流、同じ学年の交流ができて、それから通常の学級との交流、これも深川小にあの3人が入学できたことで、そういうふうに障害のない子ども達とのいろんな交流ができるということは、あの子たちにとっては最高の教育環境に置いていただくことができたということを私は感謝しなくてはいけないと思います。</p> <p>こういった環境を、県内の障害のある子ども達が受け入れられる山口県教育が前に進むといいなという思いがいたしました。以上です。</p> |
| 教育長 | <p>はい。ありがとうございました。様々な御意見をいただきました。</p> <p>ここで、せっかくですので、移動教育委員会会議ということで会場では地域の方々がおいでですので、今日のこのテーマ、インクルーシブ教育に関して、何か会場の皆さまから御意見なり、御質問なり、御提案がありましたら、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>手を挙げていただけたら、係の者がマイクを持ってまいります。よろしいでしょうか。遠慮されなくても結構でございますので。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、まとめというわけでもないのですが、本日の意見交換では各委員の皆さま方からインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進ということで貴重な御意見をいただきました。</p> <p>教育委員会だけでなく健康福祉部においても、いわゆる「あいサポート運動」というものを推進しているところでございます。県教委では、今後ともコミュニティ・スクールの仕組みを使いながら、さらにインクルーシブ教育システム構築のための取組を進めて参りたいと考えておるところでございます。また、皆様方からの御支援をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは、以上で本日の意見交換を終わりたいと思っております。</p> <p>それでは次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p> |
| 教育政策課長 | <p>では、来月は11月26日木曜日の午後1時半から予定をさせていただきます。</p> |
| 教育長 | <p>以上で10月の教育委員会会議を終わります。</p> <p>どうもお疲れ様でございました。ご協力ありがとうございました。</p> |